

令和5年6月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和5年6月9日

○出席議員 14人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君	13番 岩瀬 義 信 君
14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君	

○欠席議員 1人

10番 戸坂 健 一 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 企画課長事務取扱 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	高 齢 者 支 援 課 長 君 塚 恒 寿 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 神 戸 哲 也 君 議 会 係 長 原 隆 宏 君

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会委託

議案第30号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算

議案第34号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

第2 請願の委員会委託

請願第1号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

第3 休会の件

開 議

令和5年6月9日（金） 午前10時開議

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

岩瀬清議員より発言を求められておりますので、発言を許可します。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 議長より発言のお許しがありましたので、発言させていただきます。

昨日の一般質問における私の発言のうち、———に関する部分を取消しさせていただきたく、お願い申し上げます。

○議長（佐藤啓史君） ただいま、岩瀬清議員から6月8日の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、取消しをしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。この取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、岩瀬清議員からの発言の取消しの申出を許可することに決しました。

なお、この部分の発言は、会議録より削除いたします。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第30号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに発言は簡潔・明瞭をお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め、30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 私のほうからは、議案第30号、31号、32号、3条例をお願いしたいと思います。各条例につきまして、3回ずつ、質問をさせていただきたいと思います。

まず、議案第30号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、一部改正で、新規に追加されました第36条第2項の内容について、これまでの扶養申告書の扱いと違いがあるのかなというふうに考えます。この違いについて、お伺いします。

また、令和6年度から市町村が、個人住民税と併せて森林環境税を賦課徴収することの一部改正と説明されていますが、森林環境税を個人住民税均等割と併せて徴収するが、これは当然、住民税均等割非課税の者は課税しないというように思いますが、それを確認します。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。まず、扶養親族の申告書の取扱いについてでございますが、給与の支払いを受ける方が毎年、給与の支払い者に提出する給与所得者の扶養親族等申告書については、所得税に係る扶養親族等の申告だけでなく、個人住民税に係る扶養親族等の申告も兼ねております。

今回の改正で、申告書への記載の簡素化が図られるものでございまして、その内容は、申告書に記載すべき事項が、前年の申告内容に異動がない場合には、記載すべき事項に代えて、異動がない旨を記載することができるという改正でございます。

続きまして、森林環境税の非課税の関係でございますが、個人住民税の均等割が非課税な方につきましては、森林環境税は非課税になります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは2回目ということですが、この前の質問とかの中で、非課税世帯というのが勝浦で3,200世帯かな、そういうふうなこともございました。

そういう中から、勝浦市における予想される森林環境税付加税人数はどのくらいなのか、分かれば、お願いいたします。

また、2つ目としまして、説明では森林環境税は、国内に住所を有する個人を納税義務者として課する国税で、年額1,000円となり、都道府県を経由して、税收の全額が交付税及び譲与税配付金特別会計に入ると。各市町村から集めたものが、国のほうに入りますと。

その収入額の全額が森林環境譲与税として、市町村及び都道府県に譲与されることになるというような説明が書かれていますが、この説明の中で、「全額」という言葉があるんですけども、この「全額」とはどういうことなのか。勝浦市が取った税金が必ずその全額、そういうふうな形になるのか。そのどうかという、ちょっとこの全額の意味をお願いしたいと思います。

また、この森林環境譲与税というのは勝浦市ももらっていると思うんですけども、今の実績と

か交付額、これが分かれば、お願いしたいと思います。また、勝浦市の森林環境譲与税の活用実績が、もし分かれば、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。まず、森林環境税の予想される課税人数でございますけれども、森林環境税につきましては、均等割を納める方が対象ですが、勝浦市に家屋敷等を所有するため、本市に均等割のみを納めている市外の方、この方は除かれるとされております。

この点を踏まえて、令和4年度の課税の実績と令和5年度当初課税の状況から見まして、7,700人から7,800人の方が課税されると見込んでおります。

あと、議会のほうに提出いたしました資料の中の「全額」という記載についてでございますけれども、「全額」と記載しましたのは、市町村、特別区を含みますけれども、市町村が賦課徴収した森林環境税は、その全額が国の交付税及び譲与税配付金特別会計に入った後、その税収の全額が、森林環境譲与税として各市町村に譲与されることから、そのような記載をした次第でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。ありがとうございます。3回目ですけども、今のことを、7,700人ということでございますので、これを1,000でやれば、770万。

○議長（佐藤啓史君） すみません。先ほど答弁漏れがあったということを言われました。どうします。先に答弁させますか。先ほどの2回目の質問に対して答弁漏れ、先に。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。私のほうからは、森林環境譲与税の過去の交付実績について申し上げます。森林環境譲与税は国から県を経由して、令和元年度から譲与されているものであります。

年度別に交付実績を申し上げますと、令和元年度、292万2,000円。令和2年度、620万8,000円。令和3年度、606万7,000円。令和4年度、こちらまだ決算認定を受けてございませんが、これまで883万円の譲与がありました。

続きまして、森林環境譲与税の使途について申し上げます。森林環境譲与税は一旦、市の森林環境整備基金に積み立てて、そこから一般会計に繰り入れ、各種事業の財源として活用しているところでございます。

これまでの実績について申し上げますと、令和元年度は、勝浦市の森林環境整備基本計画の策定の経費に充てました。令和2年度以降は、元年度に策定した勝浦市森林環境整備基本計画に基づき、市内を7地区に区分し、森林に関するアンケート調査を実施したところでございます。令和2年度は主に市野郷・佐野の地域、令和3年度は主に市野川・白木地域、令和4年度は主に杉戸・松野の地域で実施しました。

また、アンケートを実施した年度の翌年度には、それぞれの地域のアンケート結果に基づき、森林整備実施計画を策定したところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。3回目ですけど、先ほどの均等割の賦課人数が7,700人ということで、1,000円であれば、770万というのが、こちらのほうから国のほうに出す金かなというふうに考えます。

また、今、令和4年度の交付額が883万というようなことであれば、それ相応のものは返ってきているのかなと思います。

私なりに森林環境税等に関する法律をちょっと調べてみました。その中で書いてあるのが、第27条のほうで、「森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与するものとする」と。税務課長が話したように、各市町村から取ったものを国に上納して、みんなに配分しますよということで、収入額相当額と。この収入額相当額というのは多分、税金と延滞金と考えているところなんですけども、最後、それ確認させてもらいますけども。

市町村に対する森林環境譲与税の譲与基準というのがありまして、市町村には10分の9、都道府県には10分の1ということです。ということは、1,000円をもらったときには、県には100円、市には900円と。その後に分配としまして、私有林人工林の面積、これには10分の5ということで、9の5ですから、450円。市町村の森林就業者数、これにも10分の2ということですから、180円。そのほかに市町村譲与10分の3、これは各市町村の人口については、10分の3。ということは、1,000円の分の270円。これが各市町村に分配されるというような形になっていると。

そうすると、森林を持っているところ、また、そういう就業者数が多いところにつきましては、この税金は一旦、国民から取って、それを国から配分しますよというようなところで、あれっと思ったところは、これ、もしかして、ふるさと納税、競争のないふるさと納税なのかなと、ような雰囲気もあるのかなと思います。

そうなってくると、森林だけではなく、これはちょっと自分の気持ちなんですけども、森林だけではなくて、海岸もやはり、自然ということであつたら、本来、森林海岸譲与のほうがいいのかなというの、これはあれなんですけど。そういうようなところで考えています。

そうなりますと、徴収率なんですけども、これ確認なんです。各市の市町村民税の徴収率が、この譲与税に関わるというような形で考えていますけども、先ほど自分の考え方の中では、税金とプラス延滞金。そうすると、徴収率が悪ければ、次の滞納繰越にして、その部分は徴収しますよというようなところであれば、徴収率の増減によって交付額が変わるというふうに考えていますけども、こういう認識でよろしいのか、税務課長、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。まず、国に入る税收ですか、その部分に延滞金が含まれるかということなんですけども、これ森林環境税と併せて延滞金も対象になっております。

徴収率がどのように影響するかということですが、議員もおっしゃったとおり、譲与税の配分の基準の中には直接、徴収率が入っておりませんので、徴収率が悪いといって、配分の際、その市町村が減額されるようなことはありませんけれども、議員もおっしゃるとおり、市町村が徴収して国の特別会計に入る金額を、森林環境譲与税として県市町村に譲与する仕組みになっておりますので、各市町村の徴収率のよしあしで、国に集まる森林環境税の総額の増減が生じますので、そういった点では、最終的には県市町村への譲与額に影響は出ると理解しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。続きまして、議案第31号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、高校生の子どもの医療の

助成の予算は、これまで市負担であったのか。あるいは県負担であり、給付方法だけの今回、変更、現物支給ということで、医療機関にかかった場合については、金を払いませんよ。受給券を見せて、それで金を払いませんよというふうに変わったんですけども、そういうふうな給付方法だけが変わったのか。また、支給方法変更によって、経費の変動があるのかどうか、これをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。今回の条例改正につきましては、支給方法の変更だけあります。高校生年齢の医療費助成は、これまでも市負担で実施しており、改正後も同様であります。

また、支給方法変更に伴う経費変動としましては、審査支払い機関に対し、レセプト件数に応じた審査支払い事務手数料を負担することとなります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。現物支給ということにつきましては、先ほど申しましたように、病院で金を払いませんよと。前は償還払いだということで、1回払って、その領収書を持って、福祉のほうに申請をして、お金を返してもらうのは償還払いだというふうに認識しているところなんですけども。

そうしますと、市民の方は医療機関、より使いやすくなるという利便性はあるということなんですけど、逆に、現金を支払わないことから、過剰な診療になることもあるのではないかと。診療のいいところが、何とか大学とか、そういうところの医療機関とかという高度云々というの、これも考慮していく必要があるのかなと。

増大にならない。過剰な診療になることの対策というのは、何かしているのかどうか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。子ども医療費の助成につきましては、子育て家庭の必要な受診を確保して、疾病の重症化を防止することや、生活困窮を理由に、医療機関での受診を差し控えるようなことがないよう、子育て家庭の負担軽減を図るものでありますが、確かに、医療費負担を無料とすることで、過剰な診療につながることも考えられます。

その対策としましては、子ども医療の受給券を交付する際に、同じ病気で、複数の医療機関を受診することを控えてもらうことや、夜間・休日の急な病気には、こども急病電話相談を利用してもらうこと、ジェネリック医薬品を活用してもらうことなど、医療機関の適切な受診に心がけてもらうよう周知したいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。方法が変わって、医療費が多くなるのは、あまりよくないと思います。第1には、子どもの利便性というか、使い方がいいのは、私は賛成しているところです。

3回目なんですけども、これ、千葉県の中でと先ほどありました。勝浦市の方が修学旅行の中で県外に行った場合とか、そういうときに病気になった場合なんです。この受給券は多分、千葉県の中だけしか使えないのかなというところなんです。今回は、高校生というところを削除しただけだということであれば、県外の場合については、まだ償還払いの方法もあるのではな

いかと。

受給券、もしくは持っていない場合とかそういうときについては、やはり償還払いが残っているのかなと思うんですけど、それについてお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。千葉県以外の医療機関で受診した場合につきましては、条例第8条第3項で、保険医療機関で受給券を提示しなかったことにより、助成を受けられず、医療費を支払った場合と同様に、医療機関で一旦、自己負担額を支払っていただいた後に、福祉課に医療費助成を申請してもらう償還払い方式となります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。続きまして、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、お願いします。

先ほどと同じような形ですが、この課税限度額を変更した場合に係る予想人数、また、増加する保険税額が、もし分かれば、お願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。今回、後期高齢者支援金に係る課税限度額を引き上げるわけでございますけども、これによって影響が出る人数、世帯主が納税義務者になっていきますので、その人数で申し上げますと、42人となります。

なお、保険税の増加する保険税額ですけども、80万8,800円程度と見込んでおります。

なお、その42世帯に影響が出るわけでございますが、このうち38世帯が2万円、引き上げられた2万円増加する形になりまして、残りの4世帯については、2万円未満の範囲で増加することになります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。42人と約80万円ということですか。

この中で、本来の条例を上程しますよというところで、金額がかかるものにつきましては、予算が関係するのではないかなというような形で、あるんですけども、今回、この引上げによる予算の上程、補正予算はされてないと私は考えています。

これは地方税法施行令の改正に伴うものと理解しますが、変動する保険税の予算計上については、どのような形で考えているのか、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。今回、約80万8,800円の保険税の調定増が限度額の見直しによって見込まれるところでございますが、この金額については、7月に行う本算定の前に行った試算結果であるということを考慮して、現段階では、保険税額に係る補正はしないことといたしました。

今後、7月に保険税の本算定を行い、保険税については毎月、資格の異動に伴う被保険者の増減や、所得の変更によって調定の異動が生じるわけでございますが、そういった推移を見ながら、必要な時期に、保険税に係る補正を実施したいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 私のほうからは、議案第30号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についての中で、3点ほど伺います。

まず1点目は、森林環境税の導入に伴う規定の整備ということでありますが、その中の1点目として、令和6年度、先ほど前段者のほうの答弁で大体分かりますが、改めて、導入された後の令和6年度の予定される収入額について、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。収入額ということになりますと、徴収率が絡んでくるわけでございますけれども、対象となる人数が今、7,700人から7,800人ということで、森林環境税の年税額1,000円を掛けますと、770万から780万円の課税総額が見込まれます。

これに対して、当初予算で見込んだ徴収率を乗じて算出しますと、750万円から760万円の徴収を見込んでおります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 収入の件については了解しました。これまでの譲与税の額と、ほぼ同じような状況なので、了解しました。

続いて、この中の2点目として、森林環境税を活用した勝浦市における事業計画、これは先ほど前段者の中での説明でありましたが、改めて、基本計画が策定されています、令和元年ですか。その継続的なもので今後、運用していくんだろーと思いますが、まずは、その計画について、先ほども説明がありました。7地区でアンケートをやるというような状況であります、改めて、その内容をお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。森林環境譲与税の使途につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律によりまして、森林の整備に関する施策、人材の育成及び確保、普及啓発、木材の利用の促進に関する施策に充てると規定されております。

今後におきましては、令和元年度に策定いたしました森林環境整備基本計画に基づき、残りの4地域のアンケート、こちらの実施及び実施計画の策定に加え、間伐等の森林整備に関する施策の実施について、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 譲与税が始まってからも年数たっていますので、今後引き続きやるんだろーと思いますけど、今後、それに使う、元となる収入の方法が変わってくるという中において、先ほども出ていましたが、森林環境譲与税、森林環境税ですけど、勝浦の場合は海岸も広く持っているし、林業の方ばかりではなくて、山が7割以上を占める市なんです。

そういう中において、考えようによっては、森林ないから、私は税金払いませんよという方も、これはお聞きしません。出てくるかもしれませんけど、やっぱり海と山はつながっている。で、海が荒れている部分については、やはり山を整備することによって、この海の保全ができているというふうな循環している部分がありますので、その辺については、勝浦の森林の整備は、海とつながっている部分を強調していくことが、やはり徴収率を上げるという部分にも寄与すると思いますので、海と山がつながっている部分をやはり強調する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、以前にも、いろいろ計画をされてやっていると。7か所を計画して、その中でアンケートを取りながらやっていると。これは以前から、造林的なものは造林組合があるし、林業で今、勝浦でやっている方は、私が知るところでは、もういない。林業を専業としている人はいなくな

ってしまった。もとは市野川のほうに林業専業の方もいましたけど、今は、ない。

そういう中において、造林した林業ではなくて、造林以外の落葉樹を含めた全体をどう整備していくかによって、これ、勝浦の環境が本当に変わってくると思うんですよ。そういうところを計画の中で、どのように反映させていくのかという部分が、私は大事ではないかなというふうに思います。

そこで、一つお聞きしたいのは、三、四年前にこの議会の場で、一般質問の中で、ナラ枯れの問題が出ました。ナラ枯れ、今、本当に勝浦は相当広がってきてしまっていますし、特に海中公園の周りなんか、ほとんど枯れちゃっている状況。いわゆる観光地である勝浦で、ナラ枯れを放置しておいたのでは、やっぱり観光の面でも非常にマイナスだなというふうに思います。

そして、こういうそれぞれの地区を整備していくんですが、特にナラ枯れと松枯れ、松はもうほとんど枯れちゃっているんですけど、今、侵食されているナラ枯れ等については、もうこの森林環境税、私は使えるかなと。特定した樹木ではありますけど、そういうものを環境の部分では必要ではないかなと思いますし、あとやっぱり有害鳥獣問題が非常に……。これはもう根本的なものがなかなかないんですけど、山をきれいにしていくことによって、鳥獣も有害じゃなくて、有害というのは、里山を下りてくるから有害になっちゃうんですけど、その辺のことも考えた上での森林整備は行うべきだというふうに思いますが、それについての御見解をお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。施策の実施につきましては、南部林業事務所、また、千葉県森林組合と協議しながら進めていきたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 協議は分かりました。ただ、先ほど言った、これ市長に聞きましょう。環境と観光と合わせた中で、この森林環境税が観光の面のほうでも、私は有効に使えるんじゃないかなと。

いわゆる海があって、すぐ山の勝浦が、やっぱり山を守っていくことによって、海を守れるという、そういう循環がありますので、その辺を考えて、この環境税を有効に使うためには、その辺のことも。で、人任せじゃなくて、森林組合任せとかじゃなくて、市がこういうことを考えるということを前面に出していければ、より効果的な環境税の使い道になるんじゃないかと思いますが、今、急で申し訳ありません。市長の考え。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。鈴木議員がおっしゃるように、ナラ枯れ、そして有害鳥獣、この面での有効的な使途ができるかどうか、その可能性を今後、研究してまいりたいというふうに思います。

また、海と山、この循環、これについても、よく考え、こういうことに資する環境税でありたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、税条例の中の環境税の下にある2番「特定小型原動機付自転車に係る車両区分創設に係る所要の措置」という中の説明があります。

まず、これについて、ここに文言で書いてありますが、いわゆるキックボードが公認されて、今、都市部では相当、これは走っているし、勝浦においてもキックボードを貸出ししているとい

うことも聞いています。あくまでも民間の会社がそうですが。

そこでお伺いしますが、まず、この内容、キックボードがこの中に入ってきたことについて、勝浦市としては、この対応をどうするのかについて、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。今回の条例改正の内容ですけれども、議員おっしゃるとおり、今、走っている電動キックボードですか、これが、道路交通法の改正に伴って、本年の7月1日から特定小型原動機付自転車に認定されることになりまして、これに伴って法令の改正がございまして、現状、電動キックボードについては、2輪については、年税額は2,000円、3輪についてはミニカーということで、税額は年額3,700円になっております。

これが、2輪、3輪関係なく、7月から特定小型原動機付自転車という定義になりますから、全て税額は2,000円になる。そういった法令の改正にならって、市税条例の第82条をそのような適用がなるように改正するわけでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 基本的なことを聞いて申し訳ありません。特定小型原動機付自転車が今回、新しくこういう名称が設置されて、今まで50ccバイクの49ccまでですか。原付自転車との違いというのは、どういうふうになるのか。そして、今までのバイク、いわゆるバイク、50以下の。そのところは、この条例の中ではどういうふうな対応になるのかということと、聞いちゃいますけど、この特殊というか、キックボード、今、いろいろテレビでも言っていますが、免許証が要るとか要らないとか、あとはヘルメットが要る、要らないということが報道されていますが、市内で、これは税条例の話なんで、ちょっと論点違っちゃうかもしれませんが、その辺が、分かっている範囲で結構です。今後、7月から条例改正になった場合の道交法との関係について分かれば、お聞きしておきたいんですが、もし議長よろしければ。

○議長（佐藤啓史君） 道交法との関係ですか。答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。2点、質問がございまして、原動機付自転車の中の今回、特定小型原動機付自転車が定義されましたので、その位置づけについてでございますが、原動機付自転車というのは一つございまして、その中で、2つ分かれまして、特定小型原動機付自転車と、そのほかの一般原動機付自転車という定義になりました。

あと、2点目の免許等の交通ルールの関係でございますけれども、7月1日から、道交法の関係で走行の際のルールが変わりまして、電動キックボードについては、免許は不要になります。ヘルメットは任意、努力義務になります。年齢制限が、16歳以上の方が対象になります。大きな点では、そういった点になります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、このキックボードについては、免許不要で16歳以上と。そうしますと、今までその中で、最後ですから、聞くだけなんですけど、これが条例改正されて、税金かかるよということになるんですけど、市内で、このキックボードの税金かかる部分が、どのくらいのものを想定しているのかということと、あと、これナンバーが、免許要らないんだけど、公道走るわけだから、ナンバーを。今、ナンバー、たしかついていると思うんですけど、これがどういうふうになるのか。結局、税金を2,000円、課すのであれば、当然、その人に、誰が乗るか特定されなきゃいけないので、ナンバーとしては交付するのか、しないのかの、要は把握の方法について

お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） 電動キックボードの関係の御質問ですけれども、まずナンバーですね。7月1日から、電動キックボードに対応した小型のナンバーになります。

たしか寸法的には、横が今の原付のナンバーのサイズの半分になります。これ、安全性を考慮してということですけども。台数的には今、市内で20台、登録はございます。

それで、今現在の条例の適用で、電動キックボードは、2,000円が既にもう適用されています。勝浦市には3輪がございませんので、3輪であれば、3,700円が適用される場所なんですけども、勝浦市に登録ある電動キックボードは全て2輪ですので、現状では2,000円が適用されております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、総務文教常任委員会へ、議案第31号及び議案第32号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第33号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算、議案第34号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私のほうから質問をさせていただきます。議案第33号、一般会計補正予算（案）、こちらに関連いたしまして、3事業に関して質問をさせていただきます。

まず、1つ目です。16ページ、保健衛生費、環境衛生費の脱炭素化推進事業について、お尋ねいたします。

1つ目、こちらにあります食品ロス削減無人販売機、これ、一体どういうものなのかを教えてくださいたいと思います。あわせて、この事業、全体像がちょっと自分として、はっきりイメージできないものですから、全体像をお示しいただければと思います。

2番目として、食品ロスをなくす。あるいは脱炭素化というのは、地球規模の問題として非常に大きな問題だということで、認識をしているところですけども、本市がこの無人販売機の効果、これを市として検証するという部分、これはどういった必然性があってとお考えかをお尋ねいたします。

3つ目に、検証ですから、その先に事業があるのかというふうに想像はするんですけども、何らかの結果を受けて、その後、この食品ロス削減無人販売機を活用した事業についての展開については、どのような展開を見据えているのか、お尋ねいたします。

1 点目、以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。まず、本事業は、千葉県内では船橋市役所が既に設置していることから、その事業を参考事例としております。

市役所ロビーのほうに無人販売機を設置し、パッケージングの変更、例えばクリスマス商戦だとか、バレンタイン商戦のような季節限定のパッケージング、中身には問題がないけれども、販売できないようなもの。あと販売期限間近な理由で流通に乗せられないもの、こちらはこの無人販売機で購入いただくことによりまして、消費者が食品を手にとり、廃棄されずに済む。また、食品ロスにつながると考えられます。

これにより、市民の食品ロス並びに二酸化炭素削減に対する意識向上を期待するものであります。

また、二酸化炭素の削減量が毎月、レポートにより提出されることによりまして、削減される二酸化炭素の削減量を把握することができ、食品ロス対策に向けた計画策定や施策の策定のときの活用ができるものと期待するものであります。

利用方法については、先ほど申したとおり、先進地の例ということなんですけども、インターネットの専用サイトで事前登録をいただきまして、食品を購入、オンラインでの決済になります。

そこで購入いただいたものを、あと無人販売機のほうに行っていただいて、商品を受け取るという流れになっております。自動販売機のサイズのものは、一般的なジュースを売っているような自動販売機の半分ぐらいの幅となっているようです。

それと、市として二酸化炭素の検証はということですが、国が平成28年に地球温暖化防止計画を策定しまして、令和12年度の温室効果ガスの削減目標を25年度比で26%の削減としております。令和3年度の改定では46%の削減、さらには50%の高みに向け挑戦するという表明がありました。

勝浦市においても、国の削減目標に近づくために、新たな施策や計画が必要と考えております。その施策の策定に多種多様なデータ等が必要だと思われ、本事業は、その中のデータ等の一つとして期待するものであります。

この後の展開ということですが、本事業、1年間、実証実験ということで実施させていただきまして、継続するか否かについては、検証の結果等を鑑みて判断したいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） どうもありがとうございました。実はこちらの自動販売機については今、一生懸命お答えいただいてありがとうございます。ただ、私、これ通告した後にちょっとニュースがあつたのを拝見して、それで、こんなものかということ、おおむね把握している中での質問で、申し訳ありませんでした。

ただ、説明のほうの目的を拝見しますと、食品廃棄物の減量化、あと併せてCO₂の減量化ということで、2つの目標があるんですけども、このCO₂の削減については、どういうメカニズムなのかなという疑問があります。

今の御説明の中からいきますと、CO₂排出抑制の要素というのは、廃棄物を運搬したり、あるいは焼却する。食品ロスをなくすことによって、その運搬、焼却の部分がなくなるよと。これに由来するものは、CO₂の排出抑制になると思うんですが、私、これ以上、気がつかないんですけ

ど、何かほかの要素で、こういったことが二酸化炭素の排出抑制につながるんだよという部分があれば、お聞かせいただければと思うんです。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。議員おっしゃるとおり、食品の流通、運搬等に係る二酸化炭素と、廃棄する際の焼却に係る二酸化炭素の消費と、これに加えて、食品を製作する段階での二酸化炭素の消費が考えられます。

本事業というか、この件は食品の作成の段階から焼却までの二酸化炭素の量を把握しているようですので、それを参考にとっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。そうですね。食品製造の部分でも、二酸化炭素の排出ありますよね。それを含めての評価をされるということで、内容については、よく分かりました。

それで、こちらについては事業を1年間ということで、委託ということで、委託料として計上されています。こちらの委託先の選定については、その方法はどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。今回の例は、船橋市役所の設置例を参考としておりますが、他の先進的な事例も調査した上で、委託先の選定を行いたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。先行事例を参考に、これは特定業者にお願いするというような考えで、よろしいでしょうか。ごめんなさい。プロポーザルの予定が入るのかどうか、ちょっとそこを確認したい。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。先ほど申したとおり、他の先進事例を参考にというところで調査したいと思っておりますが、現時点では、船橋市役所のほうに設置している事業者以外は見つけられていないのが、現状でございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。どうもありがとうございました。

次に、2点目です。17ページ、商工費、観光費のかつうら海中公園整備事業、こちらについてお尋ねいたします。

これは、かつうら海中公園の中、edenに隣接する土地の取得ということですが、この土地取得の目的、これについては、どのようなお考えによるものなのか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目としまして、取引価格、これは不動産鑑定評価額に基づいた金額という説明が上程時にごさいましたけれども、これ、単位当たりの価格は幾らぐらいになるのか、教えてください。

あと、この土地、当該の土地を取得することによって、今あそこにある市の土地というのはedenの敷地、あと職員駐車場の部分というふうに認識しております。

今回のこの土地取得で、3つの土地が一連した土地になるのか。要は、この土地取得によって、敷地の連続性を阻むような民間の民有地とかというのは存在するのかどうか、ちょっとその点を

お尋ねいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今般の土地取得の目的でございますが、これにつきましては今後、かつうら海中公園一帯のにぎわいを生み出すための整備を進めるために、海中公園職員駐車場とe d e nに挟まれました民有地を取得することで、一体的に有効的に活用したいと考えたところでございます。

また、単位当たりの単価ということでございますが、これにつきましては、購入費が434万9,000円、これは鑑定評価額の正常価格と同額でございますが、その評価額の内訳といたしまして、土地が434万9,000円、建物ゼロ円ということでございます。

したがいまして、土地の面積が329平米でございますので、1平米当たりで申し上げますと、1万3,218円ということになります。

最後に、この土地の取得によりましての連続性といいますか、職員駐車場からe d e nまでにつきましては、連続した公的な用地ということになります。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。意外と安いんだという感想あります。

それでは、続きまして3点目、最後になります。21ページ、社会教育費、芸術文化交流センター費、千葉県誕生150周年郷土芸能交流祭事業、こちらについて、お尋ねいたします。

これも先ほど同様に、郷土芸能の交流祭というものの全体イメージ、ちょっと詳しく教えていただければと思います。

そしてもう1点は、勝浦市の郷土芸能として予定をされています外部委託業務、この中の公演委託料ということで、339万5,000円あるんですが、この公演の内容も、併せて教えていただければと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、今回の郷土芸能交流祭の概要でございますが、これにつきましては、外房地域の芸術文化の交流拠点でございます勝浦市芸術文化交流センター、ここを会場といたしまして、郷土芸能等に関しますイベントを開催しようとするものでございます。

これについては、勝浦市の郷土芸能の団体にも出ていただきますが、さらに、友好都市でございます西東京市、また、友好都市であり、さらに勝浦ネットワークの構成団体でもございます徳島県勝浦町、和歌山県那智勝浦町の郷土芸能団体においでいただきまして、一堂に会して、イベントといいますか、芸能を披露していただくというふうなところでございます。

またさらに、この中ではビッグひな祭りの映像なども放映したいというふうに思っているところでございます。

この目的でございますけれども、これは各地域の郷土芸能を一堂に会することによりまして、芸術文化の交流を図ろうとするものであると同時に、イベントを開催することによりまして、集客を図って、地域活性化も図ることができるのではないかとこのところから行おうとするものでございます。

開催日時でございますが、令和6年2月11日を予定してございます。この日にした理由でございますが、これも、かつうらビッグひな祭りの開幕前でございますので、世間の注目も集まる時

期ではないかというところから、これでいこうというふうに考えているところでございます。場所はキュステのホールで行います。

続きまして、公演の内容でございますが、公演委託料ということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました西東京市、また徳島県勝浦町、和歌山県那智勝浦町、この団体においでいただきますので、それに関連する経費というところでございます。

また、勝浦市からどういった団体をとということでございますが、予定しているのは、まず松野の囃子保存会、これは松野でお祭りなどにお神楽とお囃子をやっている、披露しているところでございます。これも、そういった伝統芸能を後世に伝えようといった活動もされておりますので、ここと、あと杉戸の拍子保存会、これも同様に、お祭りでお神楽とそれからお囃子をやっているところ。あと、上総勝浦囃子伝承会御狩、これはお囃子を、お囃子といいましても、今やっている祭りのお囃子よりも一つ前のお囃子、それを伝承、後世に伝えようとしてやっているところでございますので、ここにおいでいただくというふうに考えているところでございます。

また、このほか芸文協の団体とか、あるいは芸文協へ所属してございますが、スタジオドリーム、あとソウル勝浦、そういったところを呼んで、おいでいただく。また、郷土芸能でございますので、できれば、おみこしを担ぐときの歌、木遣りなどもできればというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑はありませんか。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 私のほうからは、議案第33号から3点、議案第34号から1点をお願いしたいと思います。

まず、12ページ、ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業1,364万8,000円についてなんですけども、説明には、オンライン申請を可能とするための経費とありますが、この業務委託料の内容について、お伺いします。ワンストップということだと思います。これをオンラインでしますよということなんですけども、このシステム導入、また、この人数が変わるということになれば、当然その経費がかかるのかなというところで、確認のほう、よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みになります。

ワンストップ申請の方法は2種類ありまして、書類郵送による申請と、オンライン申請となります。現在、勝浦市では、オンラインのワンストップ特例申請をする際、一部のポータルサイト経由の寄附の場合のみとなりますが、今回それを拡充し、ほぼ全ての寄附に対してオンライン申請を可能とし、寄附者の利便性の向上を図るものとなります。

この予算の内容ですけれども、現段階においては、ワンストップ特例申請の件数を8万件と見

込んでおりまして、寄附受付の手数料やシステムの利用料として、1件当たり約170円と考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。すみません。できましたらば、発言のときにはマスク取っていただきたい。ちょっと聞きづらいところがありまして、よろしく願いいたします。

続きまして、17ページをお願いします。こちらのほうで、商工振興費103万2,000円ということで、旧清海小学校消防設備不備事項による緊急修繕90万6,000円と、また、街路灯修繕工事12万6,000円ということで、説明のほうはありますが、この時期に補正をする理由、消防法とか何とかがあるなという気持ちもあるんですけども、あるいは、施設の活用が何か予定があるのかなんていうようなところはありますので、これ、ちょっと確認をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回、補正の理由でございますけれども、修繕料90万6,000円につきましては、令和4年に実施いたしました消防設備点検の不備欠陥事項がございまして、これを今年度末までに是正する必要がございましたので、緊急修繕をしようとするものでございます。

工事請負費の12万6,000円につきましては、敷地内の外灯の絶縁による故障がございますので、水銀灯の撤去・取付工事を実施するものでございます。

今後の施設の活用予定でございますが、先日の一般質問でもお答えしましたように、民間活力の導入を視野に活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。続きまして、21ページですが、先ほど前段の方も質問がありますけども、千葉県誕生150周年記念事業郷土芸能交流事業費477万円で、公演委託料のことなんですけど、この財源としましては、県の150周年ということであるので、何らか県のほうから収入になるのかなというこの確認と、この委託料が339万5,000円。先ほどの中では、勝浦市内の団体と友好都市の方が来られますよという説明は理解します。

この金額の配分、おおよそで構いませんけども、勝浦市で何団体、出るのか。また、その配分というか、そのものにつきまして、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答えいたします。まず、この事業でございますが、先ほど、郷土芸能交流祭と申し上げました。これは、千葉県誕生150周年記念の事業補助金がございまして、それを活用して行おうとするものでございます。

これは必要経費の約2分の1、いきますので、千葉県のほうからは236万円、これが交付されるものでございます。

また、2点目の公演委託料339万5,000円でございますが、これにつきましては、西東京市、また和歌山県的那智勝浦町、そして徳島県勝浦町からおいでいただく団体の必要経費でございます。

徳島県勝浦町から、阿波踊りの奴連が来ていただきますので、こちらに来ていただく旅費とか、あるいは交通費、そういったようなものでございます。

また、和歌山県的那智勝浦町、これは、高芝の獅子舞という団体に来ていただきます。獅子舞

の団体でございますが、それに関します交通費、宿泊料等でございます。

西東京市のほうからは2団体来ていただきまして、保谷和太鼓会、そしてTANASHIソーラン会に来ていただきます。それぞれ、和太鼓の演奏、YOSAKOIソーランやっていただきますが、それに関します交通費のバス代などがあります。そういったような経費に充てるものでございます。

勝浦市のほうからは、出ていただく団体、今、予定しているところが、先ほど申し上げましたスタジオドリーム、松野囃子保存会、杉戸拍子保存会、上総勝浦囃子伝承会御狩、あと、奏琉〜勝浦〜、よさこいソーラン、あと木遣りの関係ということで、芸文協にも出ていただきますので、芸文協も含めまして8団体、出ていただくことになりますが、これに関する委託料については、こちらのほうには計上していないというところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。勝浦市は計上していないということで、よろしいですね。ごめんなさい。

続きまして、議案第34号 勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について、お伺いします。この中で、29ページですかね。歳入のほうで、前年度繰越金で252万8,000円ということがございます。これにつきましては、各給付金決定による精算額ということで考えていますが、その財源として繰越金を使っているということです。

まず初めに、繰越金をこのものに充てる妥当性というのは、どうなのかという。多分、この交付金というのは、保険料を払うための金額ですよということであれば、保険税で補正するのがいいのかなという気はしますけども、ここは繰越金にしていますよということについての妥当性についてお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。国民健康保険特別会計事業勘定の令和4年度の決算見込みにおける歳計剰余金は、概算の金額で、4,700万円程度と見込んでおります。この額が、いわゆる留保財源となります。

このたび、千葉県知事から決定通知のあった令和5年度国民健康保険事業費納付金の金額をそれぞれ合計して、当初予算額に対して、252万8,000円の不足となるため、その財源として、同額を留保財源から前年度繰越金として予算化するものであります。

令和5年度の国民健康保険税額が確定していないことから、前年度の歳計剰余金を前年度繰越金として予算化し、補正財源といたしました。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。であればというところなんですけども、今、剰余金が4,000万円ありますよということで、繰越金があるからこそ、これに充てられたんだというような、逆に解釈した場合に、今、保険料は算定中であるよということであれば、これ確認なんですけども、繰越金はその金額に満たなければ、その手当てをするというと、基金の積立金を充てるのかなというようにところなんですけども、そういう場合の繰越金が、払う金額に満たない場合につきましては、どのような形で考えているのか、それだけお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。仮に歳計剰余金がない場合は、議員おっしゃるとお

り、国保会計の財政調整基金を取り崩して繰り入れることで、財源とすることになります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。もし分かればですけども、その基金の残額というか、今の残額が、もし分かれば、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答え申し上げます。国保事業勘定の財政調整基金現在高は、令和4年度末現在で申し上げますと、2億175万7,769円であります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、私は議案第33号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算、通告は5点ありますが、前段者と重複している部分もありますので、その辺を考慮しながら質問させていただきます。

まず1点目は、ページ13、高齢者いきいき応援券配布事業であります。まず、この事業内容は説明を受け、附属説明資料にあるので、読めば分かりますが、その中で1点目としては、市内店舗等で使える商品券、当然の話ですが、この市内店舗は、同時に補正は上がっていますが、プレミアム商品券との兼ね合いがあるということで、同一店舗になろうかと思いますが、確認として、その辺のいきいきと、プレミアムのほうは通告していませんけど、市内店舗という内容について、お聞きをしたいと思います。

あと、これの今、補正して、今後、対応は10月からということになっていますが、基準日としての65歳、これをいつ押さえるのか。年度として押さえるのか、それとも10月なので、10月1日以降の65歳、その辺のことについて、まず1点目、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） お答えします。利用可能店舗ということでございますが、並行して実施予定でありますプレミアム付商品券の取扱店舗と同様ということで今、進めているところでございます。

見込みといたしましては、おおよそ250店舗を予定しております。

2つ目の御質問になります対象者というところであると思うんですけども、令和5年度末時点で65歳以上の方、基準日も設けさせていただきまして、令和5年9月1日という時点で捉えさせていただきます。別の言い方で申し上げますと、昭和34年4月1日以前生まれの方で、基準日であります令和5年9月1日時点で、勝浦市の住民基本台帳に登録されている方というふうになる予定でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 関連するんですけど、9月1日で65歳ということだと、これ年度予算なんで、9月以降に年度内に65歳以上になった方は、該当しないのかということになるんですけど。年度予算なんで、その辺のことは、どう考慮されているのか。9月2日生まれて65歳になった人はどうなるのかとかね。その辺の考えがちょっと、もう一度お伺いします。

あと、これは市内店舗、250店舗ほどあるということで、プレミアムと一緒にやるということは、事務費の軽減につながるということで、非常にいいかと思いますが、このときのプレミアムは、市民が、必要な人が買いに行く。そして、こちらのいきいきについては、その該当者にはどのよ

うに配付をされるのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） お答えいたします。対象者でございますけれども、年度末時点ということで捉えておりますので、令和5年度中に65歳になられる方を含めまして、支給対象というふうにさせております。

もう一度申し上げます。昭和34年4月1日以前生まれ、これが令和5年度末時点で、65歳以上になられる方で、基準日の、令和5年9月1日時点で、本市の住民基本台帳に登録されている方を対象者として捉えさせていただきます。

配付の方法というところでございますけれども、簡易書留によりまして、自宅のほうへ直接、郵送させていただきますので、申請の手続等は特に必要ございません。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 理解をしました。よく分かりました。

次は16ページ、保健衛生費の脱炭素推進事業、これも前段者のほうから内容質問がありましたので、私のほうでは、先ほどの答弁の中で、市役所に設置するということがありまして、食品ロスということで、市役所には自動販売機としては、これ自動販売機なんですかね。自動販売機としては飲料なんですけど、これ、販売機ですよ、食品ロスの販売ということになると、具体的に食品ロス対応の中身は何を売っていくのかということについて、お伺いします。

あと、やはりこれ食品ロスなので、市役所に設置するという予定のことなんですけど、なぜ市役所なのか。例えば人が集まる場所、もっとほかにあると思いますけど、その辺を。恐らく今回、1台だけだと思いますので、選定した理由についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。無人販売機の中身については、主にお菓子の類いとなると思われます。

また、市役所に設置する理由なんですけども、市役所本庁舎のほうには、約200名程度の職員が勤務しており、また職員に加えて市民、市役所利用者の来場があります。ただ、日によって来場者の多い少ないがある施設より、安定的なデータ収集が見込まれるということで、市役所というふうに今、考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） これはあくまで炭素の削減のためのデータ収集が目的だということなのですが、お菓子の販売で、市役所内でお菓子を売ることに對して、どうなのかなというふうなことも考えられるんですけど。職員の皆さんが、糖が高くなったりしないように気をつけてもらいたいんですけども、それはそれとして。

今の説明ですと、200名ぐらいの職員がおって、安定的な販売はできるということですが、私はそこのところは、データ収集のための目的なので、やむを得ないかなとは思いますが、食品ロスという部分の効果を考えれば、スーパー、1軒しかないんですけど、スーパーなり、例えば病院はちょっとお菓子を売るのも、おかしいと思いますけど、その辺のことについては、先ほど船橋市が先進地でやっているということなんですけど、船橋市の状況なんか、当然、承知していると思いますが、どういう状況なのか、教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。船橋市役所の設置状況ということですが、市役所のクリーン推進課だと思うんですけども、その前に設置をして、同じように実証というか、販売をしているようです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） このことは、わざわざPRする必要があるのかないのか分かりませんが、食品ロスを減らすことによって、CO₂を削減するという、先ほど若干説明ありましたけど。そのところを強調した上のPRが必要かと思いますので、それについては、お考えをいただきたいと思います。

それでは、続いて17ページの商工費、一般事務費の商工業振興費の103万2,000円の成果書の関係です。これも前段者から質問があった内容になりますけど、その中で、ここを修繕をする必要性が生じてきたということについては、これは市の所有建物ですので、今後、貸すに当たって必要な部分だと理解しますが、ここは昨年度の、本当は一昨年度3月だったと思うんですけど、それがいろいろな事情で昨年度の9月までですか、民間のほうに、パクチーという会社に貸していました。そこが終わって、令和4年度中に新しい利用者、企業を公募するということになってきて、その公募手続が既に済んでいると思うんですが、なかなか公表がされていません。

そして今後、貸すに当たっては、次に使う人のためというか、もちろん、貸す家主としては、そういうところを修繕して貸すんですけど、そのところが今どういうふうになっているのか、ちょっと見えてないので。公募していると思われる、その公募した結果。それと今後どこが、どういうふうに使っていくのかが決めているのかどうか、それについて伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。旧清海小学校の利活用につきまして、本年3月に、地域活性化に資する事業を行う事業者を公募したところでございます。

そうしまして、現在は、そのプロポーザルの結果、第1選定事業者となりました事業者と交渉中でございますが、現在のところ契約には至っておりません。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 何かちょっと聞きづらいんですけどね。もう既に公募を終わって、決まったと。まだ契約していません。

これ、ほかのところでちょっと私、聞いたので、うわさ話をここですることも、どうかと思うんですけど。決まったよという話は聞いています。ですから今後の、決まれば、たしか公募のときには、月額40万円だというのが、その公募の条件に入っていましたし、中の体育館を今、ドローンの事業者が月3日使いますよ。それも考慮してくださいというような公募の内容でした。

ですから、その辺を含めていくと、事業者は限定的になってくるのかなとも思いますが、第1希望者が決まったということなんですが、なぜそこが契約に至らないのか、その辺について。これは答えられる範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） ただいま交渉中ということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 公募してくるほうは、その条件に基づいて応募してくるんで、市のほうはプロポーザルをやって、点数つけて、何社、来たのかは知りませんが、順位をつけてやるわけで

すから。基本的には公募した相手業者は決まれば、即契約で即事業開始というのが、これまでの流れかなと思ったんだけど、決まったけど、まだ何か決定までいかないよという、ちょっとともやもやした気持ちになってしまうんですけど。

ここは、市の公共施設を民間の会社等に貸すんですから、市としても収入を月40万、これ契約で、なっていると思いますけど、一日も早い解決等を求めます。それについては答弁要りません。ぜひとも一日も早く。聞いたところの話であれば、夏に使うような、夏が中心になるようなことかなとも思っていますので、ぜひとも早めに契約をお願いします。

続いて17ページ、かつうら海中公園整備事業439万円。これも土地の買収ということですので、先ほど、その中身については、話が出ました。

ここは、実は月曜日の委員会のほうで、現地視察をさせてもらうという申出をしてありますので、そのときでもよろしいんですけど、結果的に、これ予算は恐らく通ると思います。通ると思いますというのはおかしいけど。これは途中に民地が入っていて、非常に使いづらいので、民地が、せっかく契約が成立したんで、一日も早く買収して、整備してもらいたと思います。もう既に予定されていると思いますが、整備、どのようにしていくのか。今、分かる範囲でお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。当該土地に関する事で、よろしいでしょうか。

ここにつきましては今年度、取得させていただきましたら、今後、一体的活用で有効にどのように使っていこうかということを検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 課長、すみません。なったばかりで申し訳ないんですけど、今後活用じゃなくて、必要だからというよりも、海中公園の今後の、e d e nも含めての運営の中で必要と思うから、市のほうは買収を持ちかけていると思うんです。結局は、駐車場も本当に少ないし、今、駐車場整備もやるようですが、あそこは隣接したところで、今後どういう活用するかというのは、もう決めてないと、買収することの意味がありません。

ですから、これ副市長に聞きます。造成とか含めて——ちょっと高いんでね。高台になっていると思うんですよ。見なきゃ分からないけど。そこを含めて、造成するとしたら、今後、造成費の補正もしなきゃいけないので、今、考えている利用は何するのかということ、お伺いしたいんですが。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） お答え申し上げます。買収となる予定の土地、それから隣地につきましては今、駐車場として利用されているところでございます。

また、その民地につきましては、e d e nと駐車場の間にあるということで、そこを公有地化することによって、一団の土地としての利用価値が出てくるのかなというふうに思っております。

具体的な利用につきましては、まだはっきりと決めているわけではございませんので、これから、どのような利用方法が一番、あそこの地域にとっていいのか。それを考えた上での工事に着手してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、最後になります。20ページの文化財保護事業ですね。これ、市の指定の文化財が老朽化している部分について、市としても文化財保護のために、この修繕を依頼したというのがあると思います。

所有者については、ここに固有名詞、出ておりますので、いわゆる腰古井さんと、あとは本行寺釈迦堂、本行寺。腰古井さんの建物も確かに物すごく古くて、なかなか人が入るにも、以前は「入らないでくれ」と言われるぐらい老朽化している部分はありません。ただ、今、日本酒ブームもあって、相当お客さんが来ていますので、安全対策としても、この事業は必要なのかなというふうに思いますが、限度は500万円という、腰古井さんについて500万円。

これ、上限が500万円ということなんで、1,000万円かかろうが、2,000万円かかろうが500万円までということなんですけど、市としては、この補助金交付要綱によるんですけど、現在、上限価格ということであれば、事業費に対しての何%のものであって、予定される事業費はどのくらいになるのか。あと、国指定もあるのかな。そこの文化財としての国からの補助的なものは、どのくらいあるのか、国、県ですね。

それについて伺いすると、あと本行寺の40万円についても、これはどういう内容で、腰古井さんについても、どういう内容で修繕するのか。本行寺についても、どういう内容で修繕して、事業費に対して40万円は、どういう状況なのか、伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、1点目の吉野酒造の関係でございます。

これ、文化財名が吉野酒造の店舗兼主屋ということで、ものといましては、吉野酒造さんに入って、すぐ左手の建物でございます。

この建物が以前から、老朽化で雨漏りもしているということと、さらにここ数年、鬼瓦が落下するといったようなことがございました。

持ち主からも、修繕したいんだけど、なかなかお金がかかるというところから、こういったような基金をまず造成いたしまして、それに付帯して補助しようとするものでございます。

これに対して、何%かということでございますが、大体この工事費、約2,700万円かかります。すみません、工事内容です。まず内容は、屋根のふき替えと、あと、ふき替えによりまして、壁の部分が少し補修しなきゃいけないので、その補修。それを行いまして、金額が2,700万円。

今回、補助金でございますが、これにつきましては、対象経費の2分の1で上限500万円ということでございますので、上限いっぱいの500万円で、実際に割合はといいますと、約19%になります。

あと国・県補助でございますが、今回この修繕に対します国・県の補助は、これはございません。したがって、市のほうで支援していきたい。していかなければいけないというところでございます。

続きまして、本行寺の釈迦堂でございますが、これは本行寺さん入っていただきまして、本堂の右わきにあります釈迦堂でございます。

ここも、室内の状況が非常に悪くて、壁の剥がれとか、あるいは柱の色あせ。また、入ってすぐのところ須弥壇、これ仏壇的なものですが、須弥壇というんですけども、その下部辺りの色あせ、そういったのがありまして、そういったところを修繕する必要があることから、今回、予算のほうを出させていたところでございます。

こういった内容かといいますと、今、色あせたところの塗装とか、あるいは壁の補修、また照明、中、暗いので、照明の設置とか、あと手すりの設置などを今回予定しているところでございます。

この事業費でございますが、これが約80万円ありますので、2分の1で40万円。端数は出ていますが、約80万円で、2分の1の40万円というところで、今回、予算のほうを計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 吉野酒造のほうについては、全体で2,700万円で、屋根の老朽化によって事故が起こる前に対応ということで、これは腰古井さん自体が酒蔵なんで、本来であれば、指定されてなきゃ全部自分でやらなきゃいけないんですけど、市が指定している文化財ということになれば、市の文化財として非常に重要な建物だと思います。

あそこも江戸時代から続く酒蔵ですので、その辺を修繕するに当たって、補助金が500万円限度だから、それは分かります。そうであれば、2,700万円の2分の1補助で、限度つけてあるから、そうなんだけど、2分の1だったら1,350万円あるんですね。

であれば、これができるかどうか、また、それは内部でいろいろ検討されて、これが特別枠ということになると、また、いろいろ問題もあろうかと思いますが、ここにふるさと納税を別枠で追加して、例えば200万円でも300万円でも、500万円にプラスしても、これはいいのかなと私は思います。

というのも、観光事業として腰古井さんには観光客、バスでも来ているんです。そういうところなんで、私は市の今後の経済発展の一つになるかとも思いますし、ほかに国指定とか県指定の文化財、何か所かあります。市内に行けば、松の家さんもありますし、そういうところをやっばり大事にしていく、市として、そこにふるさと納税を別枠で投入しても、私は問題ないというふうに自分では思うんですけど、その辺について検討していただけないかなと思いますので、これ、市長に聞いて、やりますというわけにいかないと思いますから、そここのところは、要望に止めておきますけど、ぜひとも検討していただきたいというふうなことを申し上げまして、終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 私は議案第33号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算（第3号）について、質問したいと思います。

最初の質問ですが、16ページの4款衛生費、1項3目環境衛生費、脱炭素化推進事業についてです。このことにつきましては、先ほどのほかの議員からも質問がありまして、最初に予定していた質問は、ほぼそれで、御回答いただいた中身で了解をいたしましたので、最初の質問は重複しますから、省きます。

それで、2つ目の質問からまいりたいというふうに思うんです。この事業に関する、その無人販売機の導入、設置の目的というのは、説明では食品廃棄物の減量化、及び、そのことによる二酸化炭素排出削減効果の検証というふうになっています。

御承知のとおり、現在、世界各国は地球温暖化対策として、それぞれの国が目標を決めて、二酸化炭素の排出量を抑えようと努力をしています。我が国日本もその一つですが、世界からは、日本の取組は不十分だとの声も寄せられています。そうした中で、勝浦市が率先してこのような

事業に取り組むということは、大いに歓迎すべきことだと私は考えます。ぜひ成功させたいというふうに思うわけです。

そこで質問です。市民の立場から考えてみますと、商品を取り扱うということなわけです。ですので、この事業による市としての販売収益は、考えていないというふうに思うわけです。したがって、利用する市民は、より安い購入価格の設定を求めるというふうに私は考えているところです。

そこで、可能かどうかは別として、販売価格の設定はどのようになるのでしょうかというのが、最初の質問です。今現在、計画の段階で分かる範囲で結構ですので、御説明をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。食品の納入、仕入れ等については、先進地の例で言いますと、事業者のほうが行いますので、市のほうで価格の設定等できないということになります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） そういう制約があるのかなということを今、初めて理解をいたしました。

そこで、現在、御承知のように物価高騰で、本当に市民の皆さんは大変な思いをしているわけですね。ですので、実際に決めるのはその業者だとしても、市として、少しでも安くなるように要望することは、できるのではないかとこのように思いますので、ぜひ、そういう働きかけをしていただきたいというふうに思うわけですので、よろしくお願いいたします。

次の質問は、この事業を成功させるためには、まず第1に事業の目的ですね。先ほど述べたとおりですが。それから利用場所、市役所ロビーということですが、方法、それから設置期間などを市民に分かりやすくお知らせすることも、これを成功させるための重要なポイントではないかと私は考えます。

そこで、市民の皆さんへの周知は現在、どのようなことを計画されているのか、ぜひ教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。市民への周知方法ということですが、先進地の例に倣いまして、ホームページや広報紙での周知を検討したいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） パソコン使えない人、もしかしたらパソコンない人、そういう人たちのことも考えて、広報紙等でもやっていただけるという御回答でしたので、そのようにぜひお願いをします。

その中で、一番ポイントだなと私、思いますのは、CO₂削減対策を勝浦市もこうやって具体的にやっていますよということを、一緒にPRする必要があるのではないかとこのように思いますので、その点も付け加えて要望をしておきます。

では、次に参ります。議案書17ページ、6款商工費、1項3目観光費、観光PR事業について、質問をいたします。

説明資料では、東京駅京八通路の広告スペースに広告看板を設置するとあります。コロナで私、東京のほうに出かけていませんので、過去の経験から言いますと、丸の内側から八重洲口に通じる長い地下道のことだろうというふうに想定をします。そして、過去、あそこを私も何回か通っ

たことあるんですが、すごいんですよね。デパートの看板とか、それから有名ブランドの案内とか、すごいものがいっぱい並んでいます。で、通行人もすごく多いので、そういうところに勝浦市として、魅力ある広告看板を出すということは、私は大いに賛成です。大賛成です。ぜひ、これをしっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、質問をします。

勝浦市の魅力を伝える広告看板だというふうに思うんですが、過去にこのような事業を千葉県外で行ったことはあるのでしょうか。その際、効果はどのような結果でしたのでしょうか。また、説明書では、5面分の大きさというふうに書いてあります。その1面の大きさによっても違うと思うんですが、5面全部つなげた場合には、縦横、大体どのぐらいの大きさになるのかというふうにも思います。

それから、その使用の仕方についてですが、1面ごとにポスターみたいなきれいな写真を貼るのか。あるいは、5面全部合わせて大きな1面にして使うのか。その辺も現在、計画中だというふうに思いますが、分かる範囲で教えていただければ、大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、これまで、今回のような事業を県外で実施したことがあるかということでございますが、これについては、ございません。ですが、今回の東京駅の広告看板につきましては、既に令和4年度の事業といたしまして、この3月から6月までということで設置しているものを、今年度末まで延長したいとしたところでございます。

効果につきましては、東京駅の京八通路という場所でございますが、これは京葉線から八重洲のほうにつながる、動く歩道がある通路でございます。ここは通常、ビジネスマンやファミリー層、また学生など常に多くの人が行き交う場所でございますので、相当の方の目に触れる場所というふうに考えております。

また、看板の規格につきましては、1面当たりで、縦が1.26メートル、横が1.6メートルで、横並びに5面ということでありますので、単純に縦1.26メートル掛ける、横は8メートルほどになるろうかと思えます。

また、使用の方法ということでございますが、現在、設置している看板につきましては、1面ごとに写真が載っておりますので、5枚の写真が連続して並んでいるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 詳細な御説明ありがとうございました。

2つ目の質問なんですが、広告看板によって、その場所を往来する人に訴える内容、例えば、きれいな写真も当然必要なことだというふうに思いますが、あわせてキャッチフレーズなんかも必要なのではないかというふうに思うわけです。

その辺、もしまだ未定でしたら未定ということで結構ですが、現行はどういうふうになっていたのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの鈴木克己議員の質問の答弁に対して、生活環境課長より訂正の申出がありましたので、許可いたします。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） 先ほど鈴木克己議員からの質問の中での答弁で、船橋市役所——と発言しましたが、クリーン推進課が正しい名でありました。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（佐藤啓史君） 戸部議員の質問に対して、答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回、作成いたしました看板のキャッチフレーズということでございますが、勝浦で過ごす1日というコンセプトで、勝浦へ滞在しての観光地の1日の時間経過を5枚で表現しているところでございます。

具体的には、朝9時半の勝浦朝市、12時の勝浦タンタンメン、1時半の鵜原理想郷、15時、edenのスパ、18時30分、新鮮な海の幸というような形になっております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 最初に、市長に写真を御用意いただきまして、よく分かりました。ありがとうございました。

次の質問に入るんですが、勝浦の魅力として、あの写真もとてもすてきだと思うんですが、それ以外にもっと積極的に訴えたほうがいいなというふうに私、思うことが何点かあるんです。

今の写真看板は引き続きということですので、次回に生かしていただいたら、ありがたいなというふうに思いますのは、例えば、今年度から始まった高校生までの、今年度からではありませんが、前から始まりまして、高校生までの医療費無料、それから、小中学生の学校給食無料、それと今年度から始まりまして中高生の通学定期券の割引などなど、ほかの市がやっていない、そういう中身がたくさんあると思うんです。全部それを記載するということには、スペースの関係で、できないとは思いますが、例えば今、申し上げましたけども、若い世代には大変魅力的な事業が実施されていると私は思っています。

ですから、観光客と同時に移住・定住の施策もその中に、例えば今、申し上げましたような中身を入れるということが。思いつきで大変恐縮ですが、「移住は勝浦へ」とかという中身で、そこに大きく見出しつけて、ぽんぽんぽんと3つぐらい、今みたいに並べると、とってもいい中身になるんじゃないかな。プロがつくったら、とってもいいんじゃないかなというふうに思いましたので、看板に記載して知らせるということも一つの重要なポイントだと思いますので、次回に向けての御検討をよろしくお願いしたいと思います。

次の3番目の質問に行きます。私は時々テレビで「いいいじゅー!!」という番組を見ています。若い人が漁師になるために移住したという例も紹介されましたし、檜原の山奥にワサビをつくるために移住したという内容も伝えられていますが、ほとんどの人が若者であって、20代、30代であって、農村に移住している番組が多いんです。だから、今の若い世代は新鮮な空気や食べ物を求めて、そういうところへ移住するのかな。特にこの間、コロナの問題がありまして、やっぱりコロナから遠ざかりたいという思いもあって、一時期は東京の人口が減少したということも、報道されているとおりです。

そういうことから考えますと、きれいな写真、先ほど見せていただきましたが、海岸線だけで

はなくて、里山を含めて紹介していただきたいというふうに思うわけです。例えば御承知のように「里山」という言葉は、これはあるカメラマンが、写真家がずうっと里山を撮り続けて、それを発表するために「里山、里山」というふうに言っているうちに、現在のように定着をしてきたと。

その影響かもしれませんが、「里山」という言葉には、まず第1に、自然が豊かということと、昆虫も含めた動植物が豊富、そして3番目には、何よりも人間にとってすばらしい環境であるというふうに受け止められる響きがあるんですね。

ですので、「里山」という言葉も使って、先ほどの勝浦が誇るべき事業内容の紹介と同時に、次の機会には、看板をつくるときには、そんなこともぜひ検討していただければ、大変ありがたいなというふうに思うわけです。

そうした方向で、もう一つ欲を言いますと勝浦の四季、春夏秋冬これの紹介ということも、例えば里山との関連で言えば、とっても重要なことではないかというふうに思います。ですので、今すぐ検討しますというふうな返事でなくても構いませんので、ぜひ課長を中心に、そういう検討を進めてくださるよう強くお願いをして、この質問は終わります。

○議長（佐藤啓史君） 答弁いいですか。

○1番（戸部 薫君） 答弁は結構です。やったださるものと確信をしておりますので、お願いします。

次の課題に行きます。議案書の19ページから20ページにかけてです。9款教育費、2項1目学校管理費について質問をさせていただきます。

小学校5校の感染症対策等支援事業について、補足説明では、感染者及び濃厚接触者の発生に伴う対応、これが1つ目。2つ目が、その後の教育活動継続等に要する取組。3番目が、学校における効果的な換気対策に関する取組に要する経費というふうに、3つの内容で説明をされています。

私なりに考えてみますと、消毒する、消耗品と。あるいは、熱をはかる、こんなふうにしては、はかる、1万円以下のものとか、いろいろ考えるわけですが、金額が結構大きな金額なんです。それで、少ないよりは多いほうがいいというふうには思うんですが、消耗品というふうに、備品ではなくて消耗品というふうに表記、説明されています。

ですので、その具体的な中身を幾つか教えていただけると、そういうことなのかというふうに私も理解できますし、「これ、どうなの」って聞かれたときに、こういうことですよというふうに説明できますので、ぜひその辺の説明、よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。本事業は、国の感染症流行下における学校教育活動体制整備事業でありまして、補助対象となっているものについては、具体的に先ほど議員がおっしゃった、感染者及び濃厚接触者の発生に伴う対応や、その後の教育活動継続等に要する経費として、アルコールとか消毒液ですね。抗原検査キット、また、その他コロナ対策に係る物品全般となります。換気対策物品であります。具体的にはサーキュレーターとか扇風機等々になります。

今、議会のまだ御審議中でありますので、事前に各学校へ電話による調査というか、聞き取りをしたところ、空気清浄機等はもう既に購入済みであり、比較的、消耗品で対応できる物品の要

望等が多かったため、分類としては消耗品とさせていただいたわけであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） やっと納得できました。ありがとうございます。第9波が近々来るのではないかなどという報道も、ちらちら見受けられます。そうしたことに對して、事前に学校現場の要望を聞きながら、子どもと直接接している教職員の皆さんから、そうやって聞き取りをしていただいて、しっかりと対応するということは、本当にありがたいことだというふうに私は思うわけです。

ぜひ、子どもたちの安全・安心のために一層の御努力をお願いして、この質問は終わりたいと思います。

4番目の質問も、恐らく同じ中身だと推察いたしますので、4つ目の質問は終わります。

以上で終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） それでは、議案第33号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算、3点の質問であります。

まず初めに12ページ、総務管理費、諸費、ふるさと応援基金特産品等の贈呈事業でありまして、これはもう既に2人の方が質問されておりますので、重複はカットさせていただきますが、通告してある1つ目に、今回発生している経費の内容については、先ほど長田議員の質問と全く同じ内容でございますので、これを受けて、次の支払い先についてお伺いするわけですが、先ほど、8万件で、1つ170円というような答弁がありました。

この中の8万件掛ける170円です。これの支払い先ですよ。どこにお金を払うのかということについて、御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。支払い先についてですけれども、今回の予算が成立した後に、業者の選定について考えていくこととなります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） 分かりました。私も中の仕組み、その辺が全く分からないので、業者を選定するということですが、それは例えばソフト、アプリつくったり、そういう業者、コンピューター関係の仕事の業者というふうな意味合いでいいのか。

170円。今、例えばふるさと納税の業者って5つあるじゃないですか。勝浦市がエントリーしているのは、さとふると、ふるさとチョイスと楽天ということですよ。2つは入っていませんけど。そこからアプリで入っていきますよね、今度、オンラインでやる場合。それでカウントしていったら、入ってくれば170円ということだと思んですけど、そういうふるさと納税業者に、それぞれ8万件を払っていくというふうなイメージだったんです、私。

そうなのか。だから楽天に幾ら、ここに幾らなのかなという、疑問になったんですけど、今の御答弁だと、そうではなくて、何かそういうまとめる業者が専門にあって、そこに支払うんですよというような感じで答弁を受け止めたので、その点について、申し訳ないですけど、もう一度ちょっと内容をもう少し詳しく説明いただければと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答え申し上げます。御質問の件ですけれども、

現段階では、予算が成立した後に業者のほうを考えていくというところになりますけれども、オンライン申請ですと今、e-NINSHOというところとIAM、自治体マイページという3つのところがメインとなってやっているところです。

そのどれかを選ぶということになるんですけれども、3つのうち、どれかというところはまだ決定していないところでして、これから内容について精査して、業者と契約していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） 3回なので、これが最後になるんですけど。私の思っていたのとちょっと今までのイメージが違ったんで、うまく質問ができるかどうか分からないんですけど、今の3つ言われた業者さんがあると。そこが窓口になって……。私も実は全部、5つやってみたんです。ワンタッチクリックを。したら、楽天はできなかったんですけど、ほかはもうアプリで入れてからやってくれと。実際、私は勝浦に納税できないんで、入り口しかできなかったんで、もっと先に行けば、何か違うことがあるのかなと思うんですけど。

そうすると、それぞれの業者ごとにつながって、直結して、さっきの答弁で1件、成立すれば170円かかっていくのかなというような、そういう想定で考えたもので、事前に打合せできてなかったって申し訳なかったんですけど。

そうすると、選定した業者に、勝浦市としては、一本で支払いをしていくというようなことでいいのかということの確認です。それでよろしければ、それでいいですという答弁いただければ、それで結構なんですけど。

もう一つは、勝浦市の場合はこれからなんですけど、既にオンライン申請は画面上にも出ていますから、ほかの業者とかでもやっているのかなというふうに思うんですが、私は最初、すごく高いなと思ったんです、この金額を見ていて。1,000幾らの自治体があったら、掛けるこの掛け算で、業者というのは、もうすごい金額の利益を得られるんだというふうに単純に思ったりしたもので、そんな業界なんだというふうな感じもあったので、質問入れさせてもらったんですけど。

ですから、質問としては、一括で支払うということで、よろしいのかということと、ほかの自治体では、もう既にこれ始まって、やっていることなんでしょうかというこの2点について、分かれば、教えていただきたいということでもあります。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。まず、ほかの自治体というところですけども、千葉県内の自治体でも半数以上がオンラインで申請できるというふうに認識しております。

契約の仕方がいろいろありまして、例えば、あるサイトで、ふるさと納税をした場合でも、自治体によって、オンラインでできるところもあれば、できないところもあるといった形になっており、様々な形態があるところですが、先ほどの、勝浦市で今後やろうとしているところで申しますと、ポータルサイトの業者と契約することもできますし、別の、今回新たにオンライン申請をするに当たって、今まで契約していないところと契約するような形というの、とることができますと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） ありがとうございます。言っていること、分かりました。直接でもいいし、

まとめでもできるということですね。これから、その辺をやっていきますということでもあります。分かりました。

次に、14ページの児童福祉費、子どもの成長応援臨時給付金給付事業であります。この中の、特に、細かくて申し訳ないんですけど、ゼロ歳から小学校入学前の児童305名分と、令和5年度新規出生児50名、355名の分、355万円。これ、市の事業として、給付金が1万円支給されることになっておりますが、これは、検討の過程で結構ですので、検討の過程で、現金ではなくて、商品券でですね。商品券、準ずるもので結構なんですけど、そういったことで配付しようというふうな御意見、あるいは検討がなされたのかどうかということについて伺いたいします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。今回のこの355名分の市の事業につきましては、県の事業に併せて行うこととなっております。

県の給付金については、その支給要領で、対象児童1人につき現金1万円または1万円相当額のクーポンを支給するとされており、クーポンでの支給も可となっております。

ただし、県が実施しました事業説明会において、給付金は使途を限定しておらず、様々な子どものための用途に使いやすい現金給付を原則とするとの考えが示されているところであります。

また同時に、物価高騰の影響を踏まえ、速やかな給付も求められていることから、市事業分の給付金についても、県に準じて現金給付としたところであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） ありがとうございます。速やかな支給が必要であるということであってということであれば、やむを得ないのかなというふうに思いました。

クーポンでもいいという中で、検討の中で、現金を最終的に選んだということであれば、結果としてそうであったということであれば、私のほうは、それ以上申し上げることはありませんけれども、せっかく商品券が何かで出す、ほかの高齢者のいきいき商品券などもありましたので、そういう中で、そちらのほうも選択肢の一つとしてあったのではないかなというふうに思いましたので、質問させていただきました。

そういうことで、少なからず検討されたことがあるということであれば、それで結構だと思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。3つ目は、これはまた、全員が続けて同じ質問で申し訳ないんですけど、16ページの衛生費、環境衛生費の脱炭素化推進事業でありまして、これも4点質問してありますけど、1つに絞るといって、1つだけ残させていただきます。

いろいろお話聞きましたので、おおよその内容は分かりました。お菓子が中に入っているということであるんですけど、ポテトチップスとか何かいろいろお菓子ありますね、お煎餅とかね。いろんなメーカーがあるんですけど、これ一つ一つの脱炭素、いわゆるこれを売ったら、単位は分からないんですけど、その分がCO₂、削減になりますよといった、そういう数字ですね。それはもう商品ごとに出ているというか、存在しているというふうな理解で、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。先進地の例から伺った内容ですと、商品を製造する過程から焼却するまでに発生する二酸化炭素の量、これを把握しているということであってあります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） それはだから、単品ごとに全て分かりますよ。お菓子が中心だというふう
に言われたので、例えば、おみそがどうだとか、しょうゆがどうだとかというような聞き方しま
せんけれども、恐らくそういうものも含めた一品一品、何がしかの数値がとられているから、売
れば幾つ減っていくということなんだというふうに思いました。

1年間やってみて、いい結果になればいいなというふうに思いますので、質問も繰り返しにな
っちゃうんで、ここでやめますけど。ただ、こういう仕組みも、思うのは、例えばどこから商品
運ぶのか分からないんですけど、商品運んでくる中で、トラックがガソリン使って、排気ガス出
してきて、ちょこちょこってやって、また、市でも12万5,000円の電気代払って、毎月。しかも、
電気使うには、またCO₂も排出するでしょうし、いろんな中でトータルで考えていくと、一品当
たりの消費量がどのくらい分からないけれど、最終的には、そういったことも含めたCO₂の削
減だなというふうに私も思いますので、これをやること自体は、否定はしないんですけど、どう
いうふうな結果になるのか分からないで、何て言ってもいい分からないですけど、できるだけそ
ういったことも含めた中で、こういった事業を進めていただきたいなというふうに思っておりま
すので、1年後の結果を期待しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 私は、議案第33号の中から2点ほど伺います。

最初に14ページ、認定こども園費、認定こども園管理運営経費について伺います。令和2年1
月に、たしか開園したと認識しておりますが、なぜ今になって、3年半ほどもうたちますけども、
今になって舗装工事に至ったのか、その経緯についてお尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。こども園敷地の舗装工事に至った理由であります。今
回、舗装しようとする場所は、こども園北側敷地で、市道小家名谷線と接続する部分でありま
す。

現在の勝浦こども園を整備する計画の中で、勝浦中学校表坂と勝浦小学校の入り口側道路を通
行できる周回道路の整備として計画されたものであり、計画に基づき、段階的に整備を進めてき
た中で、今回、舗装工事の予算を計上したものであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） では、今回の舗装、国道下から見ると北側ということで、今の課長の答弁で
すと、整備の予定があって、今になって、いよいよ舗装に着工するという認識でよろしいわけ
ですよね。

2番目に、敷地内のどの部分か、お尋ねしようと思いましたが、分かりましたので、省きま
す。

最初から今回の舗装工事部分を想定していたのかって、この後、伺おうと思ったんですが、段
階的にやっていこうということが今、分かりました。けども、工事、建設等というのは、一緒
くたにやったほうが合理的で、かつ予算も抑えられたんじゃないかと私は思うんです。素人考え
と言えば、それまでですけども、例えば家庭内の家屋等、庭の整備とかというのも、一どきに
やったほうが確かに安上がりになりますから、こういった土木関係工事も、早期にそういう想定
があったのであれば、初めからやったほうがよかったんじゃないかと思いますが、いかがですか

ね。コメントいただければと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） 一つの工事というか、それだけを見れば、確かに一緒にやったほうが経費が安くなるということも考えられますけれども、これは、勝浦こども園の整備という全体的な計画の中で、段階的に進めてきたものでございますので、今回、舗装工事の予算を上げさせてもらったところであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 御答弁ありがとうございました。これ以上は、この件に関しましては、伺うことはいたしません。

2点目としまして、20ページ、教育振興費、中学校教育振興経費について伺います。学校備品購入費、楽器の購入とありますが、何を幾つ購入するのか、教えていただけますか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。説明書にもございますが、購入するものにつきましては、チャイム、NHKでカンカンと鳴らすあのチャイム1組。コンサートトムトム、これは大きさの違う6連のドラム一式です。あと、ドラ1台とソプラノサクソ1本となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。ちょっと素朴な疑問になりますけれども、楽器の購入に当たっては、市のほうで、学校からの要望に対して販売業者と折衝するのか。それとも、学校のほうにその購買に関してはお任せする予定なのか、教えていただけますか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） 楽器のような高額なものにつきましては、学校から要望が上がってきて、それを学校教育課で購入して、学校に入れるという流れになっております。以上であります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。要望に沿って、行政のほうから購入して、学校に提供するという事ですね。ありがとうございます。

私も、娘が高校のとき吹奏楽部やっていたまして、いろいろと演奏を見に行ったり、また楽器、フルートだったんですけども、高校入学でフルートをやるということで、買ってくれということで、学校からその関係のパンフレットを持ってきて、見たんですけど、簡単にいうとピンキリとあります。高いものだと500万円を超えるような高価なものもあれば、一般的に小中学生が使うのに価格面でちょうどいいかなという、20万円から30万円前後。ただ、これに関しては、個人で買うよりも、学校のほうに子どもから要望させて、学校のほうから業者やると、かなり割引いてくれるのを私、覚えているんです。ですから、ちょっと今の質問を伺いました。

3番目の質問ですが、補足説明資料には、中学校吹奏楽部が使用する楽器購入費用とありますが、以前から、市が楽器に関して負担してきたのか。そういった今までの経緯をお尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。私が知る限りでは、学校から要望が上がってきて、備品ということで購入していたと承知しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。昔のことは分からないというような部分も当然あるかもしれませんが、私がちょっと耳に挟んだ中で、学校によっては、他の団体から供与された、そういう部分も中にはあるらしいんです。

だからどうのこうのとは申しませんが、学校で使用するこういったものに関しては、学校備品ということですので、市の行政のほうで、資金面で対応すべきと私は考えますので、今後ともよろしく願いできればと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤啓史君） 次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から、通告に従い、順次質問いたします。

まずは、14ページの認定こども園の800、先ほど前段者も言われたように、この工事についてちょっとお伺いいたします。

この工事については、何平米。あそこ、前段階では奥側盛り土をしながら、中学校のほうに抜ける道路をつくっているわけですね。その下というのは舗装されているのか。一体何メートル、幅幾つで、これをつくり上げていくのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。昨年に市道小家名谷線の道路改良を行いまして、今回舗装するのは、その小家名谷線と接続する勝浦こども園の敷地になっておりまして、延長は約105メートル、面積としましては、1,099.2平方メートルであります。

工事の設計につきましては、都市建設課に依頼し、道路としての舗装構成を算出しております。

1日当たりの交通量を40台から100台未満と想定し、表層工については厚みを5センチ、路盤工については厚みを12センチとしております。

算出根拠につきましては、千葉県標準歩掛及び積算単価を使用し、算出したものとなっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 今の説明で、大体2,000平米ぐらい。単純計算しますと、平米単価というのは出てくるんですけど。この40台を見込む道路というのは、子どもの送り迎えのための道路としての考え方でいいのか。あるいは、通り抜けとして中学のほうから当然、坂上がって小学校に抜ける、そういう意味での送り迎えなのか。あるいは駐車場としての活用方法。今後どうするのか。その辺、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） 今回舗装した後は、市道小家名谷線と一体として、市道として使用することを想定しておりますので、こども園の送り迎えは当然ですが、そこの道を通り抜けるということも想定はしております。

ただ、中学校の表坂の部分については、中学生が登下校もしますので、そこは、あまり交通量が多くなると、そういう危険性もございますので、そこは、あまり頻繁に通るとするのは想定しておりません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 確かに今、幅員も私、聞いたつもりなんだけど。市道としての認定される上

で、当然、側溝まで入っての市道認定だと思うんですけど。市道認定することによって、この通行量40台と駐車場ですね。駐車場は何台か知らないけど、来た人間がその辺で回転としての駐車場は、あるいは一時駐車場としても止められるのか。保育園の送り迎えもあろうかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） 勝浦こども園の送り迎えにつきましては、こども園の敷地の中に駐車場がございまして、そちらで対応できると考えております。

あと、この道路のわきに、子育て支援室の一部駐車場がございしますが、そこの辺りも広くなっておりますので、車の回転等も可能かとは思っております。以上です。

○9番（寺尾重雄君） 幅員、道路の。

○議長（佐藤啓史君） 幅員ですよね。道路の幅員。答弁保留でいいですか。後でいいですか。

じゃ、次の質問をお願いします。

○9番（寺尾重雄君） それでは、次には16ページ、脱炭素化推進事業の112万。先ほど来から何人かの質問者、これにあるんですけど、この脱炭素化というのは国全体の中、また今日の関係でも、千葉県は食品ロスに関する問題を100万円つけて補助金を出していくという方向で、県のほうは打ち立てているわけです。

そうした中で、確かに勝浦市も一步一步、こういうものをやっていく分にはいいんですけど、その食品ロスが、先ほど来から聞いていると、煎餅とかポテトチップだの、分からないですけど、その辺での炭素量の問題が当然、計算されて、カーボンニュートラルの問題を踏まえてですね。先ほど前段者も言っていたように、ガソリンで運んできたものが、どれだけの。EV車で運んでくれば、どれだけの炭素量とか、その辺は国のほうからのこの。県なのか。このセッティングなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。国や県からの要請に基づいたこの事業ということで、よろしいでしょうか。

そういった考えではなく、勝浦市として取り組むべきものの一つとして捉えて、先ほど来申ししております先進地を参考に、本事業を計画しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 勝浦市独自で、これを考えたんだと。私的には以前から、このカーボンニュートラルは、また再生エネルギーの問題を踏まえて質問してきた関係もあって、炭素社会に対応できる、もっと有効なものはあるんじゃないかと。

結局、食品ロスの、チップだの、先ほど来の質問者も言っていたように、前段者もですね。誰が、240人、二百何十人の職員が、そういうものを食べて、その食品ロスをどうするか。ちょっと意味分らないんだけど。

それはそれとして、前段者も言うように、やることはいいんですよ。やることはいいんだけど、もっと有効に炭素を削減できるものがあって、その方向性で、勝浦市としての方向性を出していくべきじゃないかと。

幾つか小出しにEV車を使ったり、この問題に関しても、もう少し勝浦市全体。先ほどの東京駅のあれじゃないけど、はっきり言って、そういうもので勝浦のアピールも必要であれば、勝浦

市としての方向性は出してもらえないのかと。何か中途半端なね。脱炭素推進は事業で、当然、実証だというんだけど、実証の前に、やることは、もっと先からあった話でもあるんだけど、ここへ来てこの問題をやる話でもないのじゃないかということですね。

これで本当に先ほど来、炭素がどのくらい減って。そうですよ。今、企業は炭素を減らすために、もう日夜努力しているのが企業、日本の企業の中でありますからね。勝浦市としても、この辺の数値というのが、ちゃんとにつかめた中で、やられたらどうかと思いますので、それを言っても分からないでしょうから。

ただ、この問題はやるということの前提だろうから、それはそれとして、やっていただいて、もっとほかに環境としての方向性を執行部と協議して、EV車の1台ぐらいで、炭素をどうのこうのというの、補正で組まれたり、いろんな予算で組まれていますけどね。そういう意味では、どこよりも先にお願ひしたいなと思って、この質問は終わりにします。炭素どのくらいあるか分からないでしょうから。

次に、また環境課長、衛生管理運営経費についてのこの500万円。これが、補足説明では追加みたいな、悪いから追加というんですけど。これ、し尿処理場、私の住んでいる部原にあるんですけどね。これができたのが多分、私が小さいときにあれが。当時の市会議員の人たちも苦労されて、部原に持ってこざるを得ない。昭和37年ぐらいからのし尿処理場で、これどうなんですか。今までの、およそでいいんですけど、毎年毎年お金入れて改修したり、今、水洗化になって、年々減っているのかどうか、その辺の数値というのはどうなのか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。直近の5年間で、お話しさせていただきますと、平成29年度、3,900万程度ですね。平成30年度、6,800万。31年度、1,900万。令和2年度、2,900万。令和3年度、5,100万と、今、すみません。1,000万単位でお話しさせていただきましたが、毎年このような金額で、修繕というところで投入しております。以上です。

○9番（寺尾重雄君） 使用量。

○生活環境課長（渡邊知幸君） 失礼しました。使用量ですか、済みません。数字を今、持っていないので、申し訳ありません。

○議長（佐藤啓史君） では、答弁保留で。ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） やっぱり減ってきて、ざっと計算して2億円ぐらいの金が直近で入ってくると。焼却場の問題を踏まえても、インフラのこういう関係の生活に関する問題というのは非常に厳しい。

そこで、何らかの方針で、これを変えていかなければいけない。金がないのであれば、海の見えるところだから、あれを取っ払って、処分したらどうかという面もあるんだけどね。そういう面。いいですよ。それ以上聞いても。副市長に、今後の話として、このし尿の問題も、どういう方向なのか。副市長。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） し尿処理の今後という捉え方でよろしいんでしょうか。

○9番（寺尾重雄君） はい。

○副市長（竹下正男君） では、お答え申し上げます。し尿処理場につきましては、昭和57年に稼働開始されてから、40年近くがたっているという状況でございます。

したがいまして、老朽化がかなり進んでいる。そして、今後どうするのかというのが検討課題としてございます。

そうした中で、将来設計が急がれているわけですが、単独処理でいくのか。はたまた、共同処理を今後進めていくのかということを検討してきたところでございます。

その過程におきまして、近隣自治体に共同処理のお願いを申し入れたところでございます。その結果、一応の内諾をいただいておりますので、今後は、この共同処理という方向の中で、協議・調整を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 今、副市長の答弁で納得するものありますし、この辺を急いで進めていかなければいけないと思いますので、これはこれとして、あと3点ばかりあるんで。

17ページのプレミアム商品券、2,700万。これ1億2,000万の話の中で、2万件の話というのを補足説明のところで聞いたんですけど。確かに、私は以前からプレミアム商品券、売り切れるのかどうか。また、満遍なく市民に渡っているのか。そして、今回、65歳以上の人に渡す5,000円ですね。そういうものをひっくるめて、この辺で、聞くところによると、隣町とかいろんな面で食品に使う商品券とか、いろんな面で分けけて渡しているものもあるんですけど、勝浦市の場合は、もうプレミアム商品券そのものを買っていただいて、それを好きに使っていただきたいと。この辺の有効な使い方の方向性というのはどうなのか。教えていただきたい。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回、発行しようとするプレミアム付商品券につきましては、確かに議員が今おっしゃられたように、全市民が買うというわけではないものでございます。

しかしながら、そうしたこともございますので、令和2年度までは1冊1万円で販売していたものを、3年度からは1冊5,000円で購入できるように、購入しやすいような形に変更しているところでございます。

また、プレミアム付商品券につきましては、限られた財源の中で、有効に消費喚起が促進できるといったメリットもございますので、その辺を考慮した今回の御提案でございます。

隣町などでも、いろいろな施策とかがあるということでございますが、その辺も確認いたしましたら、御宿町などで昨年度、商品券5,000円と食事券5,000円を全町民の方に配付したというようなことがあったというように伺っておりますが、今年度につきましては、有効な消費喚起を限られた財源の中で行うプレミアム付商品券と、またあわせて、65歳以上の方の高齢者いきいき応援券を配付する予定でもございますので、その辺を御理解いただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 課長の言うように、確かにこれ、いきいき商品券の65歳以上の、先ほど鈴木氏のほうからも質問していたように、その人たちはいいんです。残った人たちも5,000円ぐらい、一時期、土屋市政のときに3,000円だか2,000円だか配った件もあるんですけど、そのほうが有効利用ができる。なぜ言うかって、前から言うように、若い人たちは、楽天とかそういうポイントだから買わない。その金をわざわざ商品券に使うということを私は聞いているものだからね。それだったら買わないで、楽天とかそういうもののポイントで、やったほうがいい

って話も聞きますので、もう少し……。

確かにこの商品券については、毎回毎回、私もこんな話ばかり言っているんですけど、この辺、本当に市民が有効に、今回の65歳以上の人たちにとっては、うれしい話であるんですけど、その人たち抜かしたほかの人たちを、どのように使っていただけるか。せっかく市税投入して使っていただく話なんで、これはこれとして、投げかけだけで終わりにします。

あと、次に観光課長に海中公園の隣地の439万、先ほど来、質問された方の話を聞いて、これ鑑定士を付けて、そして平米単価1万3,218円。329平米、100坪足らずの土地を単価的には果たしてどうなのかと。ここで路線価は、勝浦市が出している路線価ありますよね、この辺での。鑑定士は鑑定士で、鑑定士もその辺をチェックしながら、路線価をチェックしながら、この辺の値段を決めたものと私は信ずるんだけど、この辺どうなのか、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回の不動産鑑定評価につきましては、鑑定書のほうを確認いたしますと、対象地の公示価格や基準地価格を算定し、その辺を含んで、個別的な要因も加味されて査定されているというふうに確認できております。

路線価につきましては、ちょっと申し訳ないです。ちょっと私、今お答えできる……。不動産鑑定書の内容のことだけ、今お答えできるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 先ほど前段者から、まだ使い道が分からないと。確かにそういう答弁を執行部のほうから出された面はあるんですけどね。

実際、あそこの先に埋め土しなければいけない問題。あそこの今の土地の高さからいって、2メートルぐらいあるのかな。前々からのこの案件物件なんですけど。その辺を全部踏まえて、勝浦市はそのカットした土をそこに埋めるとかいろんな施策で、金のかからない方法で処理すべきじゃないかと。

そしてもう1点は、これ、edenのための駐車場でもないとは信ずるんですけど。そのときの駐車料金の問題とか、観光客の駐車場の無料にするか、その辺の問題。従業員は今のわきの勝浦寄りの駐車場で十分把握し、あそこも空いている面あるんですけど、あの辺の整備をすれば、駐車場としては十分、把握できる問題があるかと思うんですけど、その辺、副市長どうでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 当該地を駐車場として使用するというふうに決めておるところじゃございません。あくまでも、あの土地は一団の公有地として確保して、その後において、一番適当と思われる方策を見いだしまして、土地利用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 確かに一団としての土地利用を今から考える。その前に、買うに当たっても、これをこうする、ああする。安いからなのか私は分からないけど。路線価から比べて、これ434万9,000円。この辺での問題。

そして、今、建物あるやつは、市のほうで、また今後は壊すのかどうか。相手に、売るほうでは当然、壊さない話だと思うんですけど、その辺どうなのか。これは副市長に聞いたほうがいい

ですね。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） お答え申し上げます。当該地にある建物につきましては、最終的に取壊しすると思うんですけれども、今の現段階で、どのようにあそこを使うのかが、まだはっきりとしませんので、何とも、今の段階では申し上げることはできません。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） それはそれでいいですよ。そして、向こう埋める土も大体あれ2メートル以上あって、300平米。300平米で2メートルあったら、600立米の土で、あっちが埋まるのか埋まらないのか。その客土の問題もあるでしょうし、その辺は十分検討していただいて、これはこれとして、十分考えていただけるということをお願いし、この件に関しては。

最後に学校の、先ほど来、中学校の教育振興経費1,973万円、この件について再度お伺いします。

これ先ほど来、補足説明では言ったとか言わないとかと言われたんですけど、私も聞き逃したのか。この楽器を買うにしても、楽器が高いと前段者も言われるように、この辺で、学生、生徒が、楽器というのはこれ、学校が教育として、市のほうでそろえて、教育のほうでそろえてやるべき問題があらうかと。

そのほかに、もっと金のかかる教育的なものに関するものを今までどうしてきたのか。また今後、その辺は、この吹奏楽部に対する人たちに出したり、市で買ったりしてですね、教育の一環として。

ほかに、いろんなスポーツの中で、お金かかる。ピアノは当然、学校のピアノですから。そのほかに、例えばほかの運動施設にでも、なるべく、前々から私、議員になったときに、学校教育に対しては市のほうで、学校の独自の予算をつくって、それを運用し、また、それは当然、チェックというか、監査するべき問題はあらうかと思うんですけどね。

その辺で、ほかに、この以外にやらなければいけない。現場から、その辺の意見は上がってくる問題は何か聞いていると思うんですけど、その辺では、ほかにあるのか、ないのか。その辺をお答え願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。教材備品等の購入のことについてで、よろしいでしょうか。

このほかにかかる備品等につきましては、例年、毎年、年度当初に購入限度額を示して、必要な備品については各学校から希望をとって、その後、精査、検討して、学校教育課、一括して購入している状況であります。

よろしいでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 実際、その辺の予算が年間どのくらいで積み上がっているのか。今、ふるさと納税とかある面では、教育費に1,000万円や2,000万円の話を、ある程度は勝浦市としても入れて、生徒の負担かかからないようにできないのか。今どのくらいの積み上げであるのか、その辺をお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えします。一般教材備品といたしましては、小学校5校で120

万円、中学校で40万円。あと、理科と数学の国庫補助に当たる購入費につきましては、小学校で65万円、中学校で20万円となっております。

その他のものにつきましては、補正予算ということで、必要なものがあるときは計上させていただいております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 先ほどの換気扇とか、コロナの対策であるんですけど。はっきり言って、私から言わせてもらおうと、120万円や150万円、200万円の話であるのであれば、市長も教育としてその分野でいた以上、市長もその辺やっぱりに学校に予算的に配慮すべき問題をですね。これが1,000万、2,000万の話であれば、大変でしょうけど、その辺であるのであれば、今後、教育課長、教育長なんかと、また担当、現場のほうと、その辺を煮詰める話の中で、出すことできないのか。検討することできないのか、市長に答弁をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。自分が就任してから、小中学校で教育活動に使うための様々なニーズがございます。

本年度当初予算に当たりましては、そこを深く、私もしっかりと見て、そして、つけたという経緯がございます。しっかりとこの面については、子どもたちのために有効な予算を投じてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員の答弁保留になっているの、ありますので、残時間の中で答弁させます。

道路の幅員、福祉課長、答弁をお願いします。

○福祉課長（水野伸明君） すみません。道路の幅員については、5メートルを計画しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） あと、し尿処理場の使用量の関係なんですけど、残時間がもうないので、どうしましょう。後でよろしいですか。

以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、総務文教常任委員会へ、議案第34号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

請願の委員会付託

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、請願の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願は、既に御手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたので、御報告いたします。

休 会 の 件

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月10日から6月14日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、6月10日から6月14日までの5日間は、休会することに決しました。

6月15日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時05分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第30号～議案第34号の上程・説明
1. 請願第1号、請願第2号の委員会付託
1. 休会の件